

## 緊急時における児童の登下校について

本校では、自然災害等から児童を守るため、台風や異常気象などにおける登下校について、次のように定めています。ご家庭でもご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

### 暴風警報が発令された場合

- 1 児童が登校する以前に、春日井市（愛知県全域または愛知県西部全域または尾張東部全域）に「暴風警報」が発令されている場合は、解除されるまでは授業を行いません。

ラジオ・テレビ等によって愛知県教育委員会から通知があるときは、通知に従ってください。特に通知がなければ、以下のようにしてください。

- (1) 午前7時までに「暴風警報」が解除された場合は、平常通り授業を行います。  
※ 前日に給食がないと連絡があった場合は、弁当を持参してください。
- (2) 午前7時～午前11時までに「暴風警報」が解除された場合は、午後1時に通学班の集合場所に集合し、登校させてください。5時間目から授業を行います。  
※ 家で昼食をすませ、1時の集合に間に合うように登校させてください。
- (3) 午前11時を過ぎても「暴風警報」が解除されていない場合は、当日の授業は行いません。

なお、授業が行なわれるときでも、道路や橋の破壊・冠水等で通行が困難な場合には登校を控え、学校（Tel 81-2601）へ連絡してください。

- 2 児童の登校中に「暴風警報」が発令された場合

- (1) 自宅に家の人がいる場合は、自宅に避難させてください。
- (2) 登校してきた児童は、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。（迎えの人が来るまで、学校で待機をします）

- 3 児童の登校後に「暴風警報」が発令された場合

授業を中止し、保護者または保護者代理などの迎えの人と一緒に下校します。  
（迎えの人が来るまで、学校で待機をします） **※原則として「引渡下校」になります。**

## 大雨・洪水警報が発令された場合、その他の異常気象の場合

平常通り授業を行います。ただし、児童の安全を優先し下記のような措置をとります。

- 1 登校時： 登校時の通行が困難であると判断されたときは、児童の安全を第一に考えて登校を見合わせ、学校へ連絡してください。
- 2 在校時： 原則として授業後、安全を確認してから下校させますが、状況によっては授業を中止し、下校させることもあります。（迎えの人と一緒に下校する場合もあります）

## 「特別警報」（大雨や暴風等）が発令された場合

- その日は、休校とします。なお、在校中の場合は、直ちに授業を中止します。その場合、子どもたちだけでは下校させません。すみやかに迎えをお願いします。

## 大規模地震が発生した場合

- 「震度5弱」以上の地震が発生した場合には、授業を行いませんので、以下のようにしてください。。

- (1) 家にいる場合は、登校しないでください（安全を確保してください）。
- (2) 登校途中の場合は、原則として登校せずに帰宅をします。  
(ただし、状況によっては、学校または最寄りの避難場所に避難をします)
- (3) 登校後の場合は、授業を中止し、家族などの迎えの人と一緒に下校します。  
(迎えの人が来るまで、学校で待機をします)

※ 気象庁では、平成29年11月1日から、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震関連情報」の発表は行われていません。

## その他、不審者情報やJアラート等により緊急性が高いと判断した場合

- 上記の場合には、可能な限り緊急メールや学校ホームページでお知らせします。「大規模地震が発生した場合」のように対応してください。  
なお、緊急時には、すぐにお知らせできない場合があります。その際にも、児童の安全を第一に考えて、対応をお願いします。